

研究活動の不正行為に関する特別委員会の設置について

平成 1 8 年 2 月 1 日

科学技術・学術審議会

科学技術・学術審議会運営規則第 5 条第 1 項に基づき、科学技術・学術審議会に以下の委員会を設置する。

- 研究活動の不正行為に関する特別委員会

競争的資金等を活用した研究活動における不正行為への対応に関して調査検討を行う。